



州國起原

リ伊5
2110
2



U 5
2110
2



開國起原卷一

米國政府之決議

歐洲東洋貿易交漲之議既米國ニ傳ヘ合衆國ニ於てもまゝ盛なり既ニ千八百四十八九年より益々之りて益盛ニ同五十年ニ及て米率議會ノ決議を以て受とせり終ニ我國ニ使臣派遣ノ説交定をり米率議會ノ復知を以て確とす當時我

國を留るカセタン列強氏々日本紀中詳説を
左に掲ぐ其抄あり

後按その東洋交通之衆議紀ありしを大統
領タイロル氏任中より其同氏より續き大統領
斐謨氏任中より其故より其書翰中同氏々姓名
を記し其實より我邦諸外國と交通の嚆矢と云ふ
也

海舟書屋

外國人日本通商之企垂墨利加人當今日本
志望の變を載ふる公頭之告牒記録之奉
我日本より一時ヘルモール人々曆教千八
百五十年第一月八日ワスレンダトン共和政治
ノ都府
より發する一翰を得たり又是より附屬の書
有是則彼地執政衆議之時告之説いて既に
日本の變を携りて議あり是を蘭語に譯し左
に出す

共和政治に於て和蘭使臣たる我友ラスク
人々計ひて因て左の書を汝に送る大に良
名

第一レヘリ地名マシエウ北太平洋中亜
 細亜洲属島の地理改革商法採評定官之余
 依て曆数千八百四十九年扱をる不あり
 第二亜墨利加通商を東方ニ開拓をる領向
 して東方獨立を國民ニ携りて我友
 ケントン人名ニ兵へる書翰評定官之余ニ依
 て千八百四十九年扱をる所あり
 第三海上を率ニ携る執事之長人名ニ共和
 政治を領分より南太平洋を經上海及び廣東

海舟書屋

蒸氣船之通路を開人爲の便利かることを衆
 會館ニ示しある説其長ニ依て千八百四十九
 年扱をる不あり

第一第二々日本海峯にて亜墨利加鯨澳船口
 レ名ニス名ラ名コ名タ名上名 強破し及び其漂民汝の技
 術よりて獄を免色自國ニ帰ることを記載を
 里世漂民等獄を免れ共和政治ニ由るたる
 汝の仁惠深切を亜墨利加諸民感謝をる不
 あり風聞記を世國ニ於て公説流布の具あり漂
 民等日本ニ於て非道の取扱ニ違ひ説あらしして速

共和政治の軍勢を江戸に奈向し日本政府
 をして法律を整え人民の制度を倣はしめ
 亜墨利加通商のため其港を開き且ナンフ
 ランシスコ北アメリ
カノ地名より上海廣東を通治
 せしき蘇杭松のため松茶對馬琉球の地を
 炭場を設る趣向を後し若し其談判をレコウグ
 ンス北亞
の事をりしるん公方極
のの方及び執政拒むし於
 くハ日本政府兼服し及し止其政府はホム
 メン及び焼玉を殺奈して國中の港を閉塞
 し眼を日本國に投さん世を頼りし止さる不

海舟書屋

一
 此の法を日
 以て向用全
 くと道か

り。故に是を衆會館より改るるより其へ
 等當今是より不日日本銀利と厄亞佛郎西
 へある日本証紙を加幣をへし素より日本
 量の度おと有り土地豊饒にして交易し美大
 の利益有る法品物出産する帝國の政府と
 て銀圓の法度を停め政勢を法律を整へ法
 革ししめん趣意あり
 思ふに是日本の為し必を大更かり汝日本
 朋友もあらん告知して可あらん。
但アメリ
カ人の文
 我世書籍に附添ふの雜説を委しく述ぶ

順あらそ只曆教千八百四十九年第九月廿日
の亜墨利加風俗記中、法盛の音版を著し著
そののあり

先、日本、發向、其國を以て亜墨利加人
之損亡を購、以て而して日本人向後若以
を勤、之の證を得、亜墨利加使、日本政府、
在勤、之へ、差、一、建、等、の免、許、外、之、時、ハ、暴、を
以て砲煩を發、之、以て危殆の期、か、以て、急、速、
之、發、向、し、當、ら、亜墨利加商法の利益、没、る、為
かり、但、凡、國、記、中、
の、説、あり

海舟書屋

一、公説、海、と、亜墨利加洲、一、般、の、通、商、船、中、印、度、唐、
國、日、本、と、貿易、の、同、を、括、ひ、致、し、日、本、ハ、輕、便、
及、以、熱、氣、氣、の、通、路、を、目、指、し、英、令、富、饒、の、カ、リ
ホ、ル、ニ、北、ア、メ、リ、カ、地、名、直、し、遠、隔、の、東、方、を、徑、通、商、の
基、を、固、く、の、音、版、是、密、説、し、彷彿、たり

一、ホ、ル、ト、ホ、イ、ス、人、名、其、自、著、の、テ、ト、ン、キ、リ、フ、ト
名、書、中、に、曆、教、千、八、百、四、十、八、年、の、説、を、述、ぶ、フ、
フ、エ、ル、人、名、之、千、八、百、四、十、八、年、の、テ、ト、ン、キ、リ
フ、ト、人、名、書、中、に、音、版、を、掲、て、ケ、ン、ト、ン、人、名、の、書、翰
小、載、たり

一ペルミル人名々曆教千八百三十三年より四十
 年までチヨヨルク地名にて亜墨利加及び他邦
 のライレクテユルフアンアケントスカツト
官名の位に因て東方の法政府其國司等より書
 翰交差の印が及び其法島唐國豪斯多利里等
 の名たゞき風土記等を定式得て以歐羅巴英
 吉利佛郎西和蘭國巡行の時當て東方の國
 産其人民の貿易通伝の道を公に条約をんり
 ぬ其國より於て官府出入の赦免を得たり是
 必以ペルミル人名地理政素 商法記の肝要た

海舟書屋

を知るの支あつを以てあり此説を名つけ東方不
 知國々著目あり

ペルミル曰若のセケレターリステルレカソトカ
 一ムル官名フルキル人名此著書を檢閲し我國の通商
 を開弘に必要なるを知り此著述普く諸方を經歷
 して未審の國々政哲産物等を料簡し乾中北亜墨
 利加洲とコンシユル官名アケント同等互にせさる
 といへとも探索を極する功賞ありおワルキル人名
 此著述を他邦の新説よりりて補ひ是れ地界等を
 具屬し通未測量し依て全幅を以て政府の庇蔭し

て公論の書と云ふの志念ありて推挙と
し評定彼の執事免許の意ありとも其有司の評
交しと空しくふきり實に嘆息をいふ所あり
り

一 曆教千八百四十八年第十二月十一日ワルキ
ル人 著述の惟蔵記源に載たるは共和政治東
方獨立の國民と議決し及び古より未だ何れ
さる所の通商開港し於るは共和政治中商業
貢税と物と法との有益なり東方の國民今通
計九拾億の衆たり將又此通路を我蘇俄航

海舟書屋

南洋に去るハワルキル人 思考の如く我國の
有益に於て世上の商業一變し我國は大安寧
盛權政體與國以來多き益業盛なりん

一 去月八日、海軍共一子ウヨルク 地の記録
を熟覽して以て是を回司及びハカヒ子ツト 官
し呈するを願ふ所あり蓋し才二月廿四日回
司の位を更たる都督ライロル 人 子ウヨ
ルク記録を贈りし社記録中共和政治中の政
府より使表を唐國に向け是に相當の幣を具
属し世に及ぶる東北亞細亞及び印度諸島と

一 如新して評定報監及し示しし記録し高貴
 の人名を記し曆教千八百四十六年第六月一
 日テイタス人名より評定館に與へ尚外國の某
 國のコミサリ地名に贈りたり
 一 ベルチモール地名の記録し其地は名々の高
 家の名を記し東方の國民と貿易を結はん
 為我政府より特し使表を送るを促せり

通商の道を開き世使表唐國に録くの序東亞
 佛利加アベイスレニエ地名アラビヤ日等の名
 高き港に至り亜墨利加の足さる不を補はん
 〇 爲し其産物等を識知するの命令を交んと
 欲は世告陳し唐國東印度海通商の大任を交
 する官府チウヨル地名のハンキール金銀指
 マスレエラテユール職ニートル主シケープ
 スボウール士等名を記しりお世告陳を共和
 政治のアゲン諸侯或ハハの裁判官チウヨ
 ル地名の諸執事し良君として加えフイセブ

海舟書屋

一此法盛の亜墨利加共和政治を人民與察急速
に傳り普く航海交易に繁榮の因と同列を
共仰仰るにふし時既に至り亜墨利加政等
勤て他邦の産物地理政変風俗を明察し外國
の交易を外國に同列に有益に依て外國との
を結ぶに肝要あり

一專ら我政府の法制たるを只東方の人民と通
信貿易の道を開くを緊要と爲るに之あり
之して尚通商航海自主の記驗を善く北洋に
是南洋に示し則我星洲をして恭敬せしむる

海舟書屋

にあり加之政府に於て亜墨利加人民及び其
正直の交易を警察するに西方より東方の地
に到らしめ諸海に及んを勤務と云但記簿中の説あり
一此公顯の告牒中日本に携ハる説此之振革に
て左に如次

一日本と通商の道を開き以て高麗と貿易して
好を結ぶに於て正色り元末朝鮮及び其他諸港
に高麗南東の海岸あり其地の住民フエレフ
エンの港を経て日本と交易を以て日本對馬島
及びフエレンシヤンの海岸に高麗裏面の海岸に

其交易も抑へし許さなく唯對馬の國主
麾下の之に限り對馬を高麗の海口に有
りて日本と高麗の交易便宜の地あり此地を
て亞墨利加人等志を臣す所のサンフランシス
コ地と上海廣東の通路に倚る石炭田不たら
しめ究竟の土地は世人の説に日本と境界
その土地石炭潤澤ありといへり

一日本も獨立小して其人性偏惡の質あり此國
曆教千六百三十年天文文祿の頃末唐和蘭の外外民
も貿易を以絶たり維維暴徒或は時勢に因て

海舟書屋

世上一般盛なり貿易の志念を以て其偏惡の
意を折くの難しむらん今西方に於て額利多
斤垂の盛なり如く心は一度々東方にて是等
の等しき威を振ふの國にあらん

一日本人も精神頗る敏感にして其性亞細亞人
に比較をればハヤ、歐羅巴人に迫り且諸呂貨
明を以て首とし其海對岸直小して頗る外民
の礼儀習風を探索し世上の真實動靜を啗り
又西洋人の學識を知るを要す之を又日本人
も亦能く長使を身り行化正潔にして友人

の交應甚教厚あり蓋し一層恨を合先其意
解を其和をりて融し長者を敬慕し是
伏従懐謹候ると普く法民日本人に對揚をり
之の如し其性意多変たを以て東方人民の
類に何れをりて盜竊或を付ねのため罪科
を犯せり稀あり相又日本を二百五十年建國
を深し人民一統して獨立特許之政府法令一
定し國語も古し同一宗名只一信ふして唐國
の制令は混み以未と嘗て外民に降伏を以特
し外國の不服たらざるものあり

一 日本語と文字の連綴教多く假字を四十八字
を教ふ語音釋法として東亞細亞洲に於て顯
る整飾たり又此語唐音にも何れ又亞細亞
洲他邦の訛類も非ざるありお日本人も自
國の文字偏り其教最多し學校何りて若輩の
男女貴賤始學の教示を更文學館にも高貴の
學測測量天文地理並細亞歐羅巴洲の名々
國語の學識有る又江戸にも書庫有世人の説
し此書庫に書冊十数万有りといへり
將日本人の學問法律に長したるは唐人に勝

より又諸件より頗る秀々の性あり

一 社國の貿易 航海を管む事と外民と交親の
嚴禁後 倭からん事を慮て之の意甚し蓋
し外民と為今唐和蘭人長崎に来るを之の
かり難陀回改法度の擾亂を畏怖して社國の
法外嚴あり九州薩摩順唐島流の高氏十ハ
キヤン名海を經琉球船上に於てフニンシヤン
人と貿易は其賣物に亞墨利加産の木綿織等
ありあり此貿易世人の説に薩摩國主の免許
に依る遊りといへり但其國主日本帝後より

海舟書屋

て琉球及び座尾島の主あり如日本政府に於て
嚴禁者といへとも其國屬地の商民世人欲を
意のこく密に唐及び魯西亞人と貿易を

一 日本國中支那會の市店より農工の諸産物
より遠近の人民群集は將に國中の高業農化
江戸京越後大坂下ノ関座尾島サ島ナル名小倉
長崎土佐松本の市街に於て高賣の品物の估
値を化るとあり又産業を勵の法令あり
一 大坂々外國産物の大市あり此街民生頗る夥
多王地淀川口より至て役民高業繁榮を以て他不

し勝るをのふり

一日ふと和蘭通商を和教二被を限りとして年
々第六月咬咄吧より泰成四年を經使節貢
を齎して江戸に赴くは將又唐國の貿易を乍
浦より長崎に來るを限り年々和教十二被を
定む其撤齎する品は墨利加産本綿織物
く有り是對馬國主の高彼より高懸に送るあり
一和蘭賣物の負教定限有りて甚少し其運賃を又
甚多し爰を以て考ふに此國一府外民の為淺港
を開くハ和蘭の品物を活ひ索ふと致おし

一此國より運送する品物は對て致向あり日本
洞坑外國諸州の物は對揚するにあつへきを
物中近は嘉新を刺里州に洞坑の奉用あり
惟此日により貿易を之其利潤は又ある更し
致ひあり

一日ふと貴重の金額の坑點し有り爰を以
て曆教千六百十一年より千七百六年に許多
の金銀洞日により外國へ出せり此價日本改
率銀の記法に有と公説しあり我其率を翻傳
するに四十一億三百三万六千八百トルラ

又此の高きり大日本島の英令潤沢より故に
坑業に限除の法有らば然らざるに於ては通用
の貨過多ありし及ふを以てあり蓋し此四通
用の貨を令報納あり

一 亞墨利加鯨漁取去年キユリレン島北方の港
湊海唇より漁業を始め衆民支々為し大幸
を以て大抵此幸を漁取に航 通増益
を以てありん 折此海を遠隔不知案門小して精
密の地図不備を以て既し許多の取物破破の
患災有る説を聞是等の災害の明、是しもの

海舟書屋

ロレンス 名 取 ラゴダ 上 口 テフイットベツト

ツク 上 口 あり爰を以て幾急を以て取取の時
尚て助命の色の有て日本キユルレン色
哀情に堪へ難き形状にて上陸したるに十七
月の間因色の振りに警固嚴密其接對を人
情に届れり蓋し其吉人因厄を免れん。為走
る色の有是を捕ふる日本番兵理不申の業化
有り此條評定彼乃余に依り曆数千八百四十
八年才三月四日の記誌あり是れ我に帳に異か
らぬ

一 ラゴマ名 叔の系組も又上陸場下の長より幽因
 をら色滞立中程の所ありおテフイワトベツ
 トトツク名 叔の系組もエニハ港より上陸せり此
 地方則テラベ一島の南西の方より在りて日卒
 頗あり此漂流民温和より遇接せられ價も貴さ
 して食任を得たり惟れ常より昔兵の警固嚴重
 あり既に三日を経て米水を煮て食ふ其吏役漂
 民をして自己の端舟より逐退せり其後暫を經
 て松若近海より於て亜墨利加鯨漁社主テコロ
 一人名小救師をらきたり

海舟書屋

一 要用の品物水木の缺乏或ハ烈風浪雨の時
 當り鯨漁船高賣の輩不渴已して志ハく日本
 湊より來り破船の患を避ると有只唐和蘭人
 より限りて只長崎港より其館を設くと其他日本
 より來り外民々員尾より逃ひ不渴已して其期より
 及ひ一色のも忽因囚せられ而して番兵の警
 固有りて長崎港より送らる其地より於て再び囚
 せらる色日く其不の所の食物ハ僅に米臭水
 のミ加々發多を怒の辱をうけ既に繪板と踏
 を逐し吐唾をせり死に近し危殆より逃ひて我窮

民如此暴虐に接對せらるゝ如何にして片時も
忍ぶべからんや初る患狀を以て我政府須臾も
堪ふことを欲せ日本レヨウクシ若し書翰を
送り以て其政府に我民鯨澳航海通商を營む
にの此為患を除らんことを請ひ暴風淫雨の時
其港内より入り危難を及くことを以て缺乏の物品
を當時の價を以て購ひ將破取の時を其接遇
賓客の餐食有て急速交唱也互にの共和政治
コンシユル官に回帰せんことを要求を蓋し其
費用をコンシユルに由り辨せし此道理正直

海舟書屋

の冀望若しレヨウクシ拒むに於てハ我政府
康直の旨意に於つて人倫徹通通中の發光を輝し
日本政府に對し強威を振ひ其冀望の道を固
らん蓋し江戸港松本津の関鎖を固くし僅二艘
のフレカット艦を以て更たざるを以て而して驕
奢の日本政府をして速に我本意に服従せし
しむりしめん

一外氏日本海通に繋ぎ亞墨利加澳航高賣の
單其他西邦の人民高賣稅海を奉として或は
地理或ハ學識し志し復明を告とせしもの其

地之未を以て日本政府力及之に於て漢
國の法令を改さるへ
地理に依り日本島あり漢漢破壊最良しく
任民之ちて願ふ勉勵の性有其人丁五千万
に過へし國產を量にして貿易の品物界限か
し王侯夫人聰明英智實に國民の精微工技志
を宏志し業を以て他の重細重人より比之れを
其質遠し勝色り此國偏屈の政を質^質益^益の^改後^改
より天竺人化を量の有益を以て共和政治
と貿易の用を佐ひ大業を得へし蓋し其國の

海舟書屋

権威及び宗門より柳換害あり

一 亞墨利加 鯨漢船マンハツタン 名 船 船司ノルカト

ル 名 人 曆教千八百四十五年江戸港より日本

漂流民二十二人回帰せり但此漂流民々洋中より於

て沈没しありて島より有りしを救助せしむの

之其後千八百四十六年才七月共和政治軍の

水師提督セツドル 名 人 其他士官等江戸港より

り其大高厚意懇雅を以て日本政府及び其民

人より我國風の高貴ありを示せり

一 曆教千八百四十七年鯨利古厄亞人等蘇法島

の門最大のクウエルハルト島及び唐土北
方即ち南方の海岸に境界をマルタ島此二
島開港の企あり蓋しクウエルハルトを軍
艦其他船舶の繫場マルタを唐國海測量研窮
の爲供する所あり是必を英吉利長崎に派來
の萌ふして此年唐國魯西亞人より滿洲の大河
アミエルの出入を免許し北東の亜細亞の國
々其濠港及び近隣の島を外民通商の爲に開
きよむを以てあり是果して日本政道一變し
外國と通信關係の主となり帝國より日本に

海舟書屋

亜墨利加通商の基となる

一日に亞墨利加と國の交接意のよく整ひ唐國
に亞墨利加と氣配相通の企帳夫の故府サン
カル^北の海門に接する松本及び對馬の島
フエンフエン^島の濠に石炭場を設け以て
廠能するに於てハ日本人の爲其政務商業に益
あるを移し而して日本人と氣配相通運用當
今政府改革したる陸軍海軍の法則を現立習
學をへし是則日本人の性情曾あるより其
政府をして外民の襲來を防ぎ國家の危殆

を除き東方唯一の水作法盛通商繁栄の回た
らし切りの要務ありへし加て我蘇俄私未去
の便宜し依て其政府し外國法別の改定商法
學測の告知速ありと咬啗吧より棄る蘭私
乍浦より棄る唐私し勝るへし

一今和蘭人々往昔の如く日本と外民の交接を
妨く意更しふし彼々順不印房の商法緩改を
るを良策とせり抑去年才三月十七日死乞の
和蘭茶回王日本と外國通商開與の説を傳へ
たると世人の知る不あり思ふし其嗣子才三

海舟書屋

世ウ井ルレム 人 若し我政府彼し日本開與の
ため公し願ふ時は是を不佳^善以て日本改
府し信告し以て垂墨利加通商の爲日本港湊
を開くの理を解をけん

一使臣賢良ふし其事を遂るし何の難。何りん
唯世法改令とる 「將軍」 神法改令たる 「三」
帝トをして此意を明悟せしむのみより我蘇俄
日本宗門改定し關係するの念あり日本と和
順し双方有益の貿易を廣發するの之しして
其國家城郭商館不傾し望あり又其國を攻板

その意更におく只我民日本通商免さるるに
於るに其法度を守りて其情に貿易の運上を
他の其宗門改革に同係するを嚴禁し其國の
君長法則を恭敬し一一懸を日本帝國政府免
許せしむるに共和政治の使長江戸におり通商
の條目を定む一一但日本政府の其港に於
て亞墨利加通商安全を計り不し後ふ一一將又
日本國民彼港に來り貿易するにのありハ
是を衛護するの誓約を立て日本共和政治の
國の和親をして不易ありしめん

但公題の告牒の説あり

一記者の説に此使長の報告に琉球及び其他の
島々におり其物立して國王の地ハ是と直し
盟約し亞墨利加國民防禦の爲蘇島印印度唐
國日本海陸未だその冀望を遂んとあり其治
す曰く

亞墨利加人の權威を顯し以て彼物立國王
誓約違背する時は是を征とんが爲忽其奈し將康直
の商業を管む亞墨利加人氏の爲其危急を
除非その意を示し一一

一此記録を日本坑或々林ノ産を以て貨賤の著標
を附属せり貿易蒸氣船の爲す要あり高此
をヒユルホルト名人の説を以て増補せり其説
を抜華ノ左ノ由

一名登のヒユルホルトの説ノ歐羅巴と日本と
の交接の道を開く期をパナマ名の窄地を漕
路とす大洋接合の時ノ先ノ紐ノ此企換能を
ハ亜墨利加唐國日本の西方北西海岸の産物
以て六千里を減シ歐羅巴洲及ハ亜墨利加共
和政治ニ運送せり是東方亜西亞の回波大ニ

海舟書屋

變をへし此國を數百年の間唐日本の楯と
あり故あり

亜墨利加人の智謀巧技ノ依て當今ハナマの窄
地輻路を開くの企せりニノリカラナノ名國

の政府よりエスビルワルト名人又ステイフンヌ

上日レヨーンレ上日ノ免許ノ亜墨利加商賈の
爲設けんとニノヨルク名地ノ於て評決せり既

ニ其道程測定ノ不日ノ途を始死をへし世人
の考ノ此輻路曆數千八百五十一年才一月成
終をへきあり

一 爰に又漕路輻道マク子テイヤテレグラフ
磁石の氣を以て爰を告知する處名 を以て交接するの企あり
 其説を左に述ぶ

一 カリホルニ名地オレゴン名地上の海峽度大にして

亜墨利加洲益盛なり我民印度唐國海運帆

増し南海の通高鯨凍繁榮し去年日本及此

不傾の海峽帳夷ヲホーヅカ名地の諸カハニヤ

ツカ名地ヘヒリンクスタライト名地上名地及此氷海を

通航するにふれり此辺貨物の取扱九十二百

墨水主人丁三万五千に及ぬ是を以て我民通

海舟書屋

商航海を司り海上の権柄本貌利尼亜の子に
 我國に渡り治平ふして是を掌握するの政
 向らん

一 サンフランシスコ名地商業に利益多し著明か

る長港南海に於て遠隔東方通商の欲念と

るべきの説あり左に述ぶ

一 使臣日本参向の時シヨウケンと始物と稱するは其の流りたるを以て一

一 亞墨利加海峽及此都府の地國フレシテント

司國よりを以ては使臣の事と拘る政務マタラ

洋南太平洋海峽氣取通路の誓約記録輻道漕路

マゲネテイヤセテレカラ前記の國稿但

本
 磁石の氣を以て
 事を告知する
 處の名

一オレコン 地名カリホルニア 西大洋接合し物
 する色のあり亜墨利加洲海唇し用ひ蒸氣船の
 図識亜墨利加陸軍海軍の倉庫大工道具一式
 大治療道具一式全完の外治門療書究理書
 測量天文航海兵学書農工の品物草木桐草條
 の種苗農化坑業鐵器し物りしる亜墨利加の
 目錄子ウヨルク 地名ホストン 上等の雜誌其他
 高賈品物の値段フレシテント 司及 長吉の
 画像但々ケウロ 写真鏡 を以て写したる色の
 あり曆数千八百四十九年亜墨利加曆四産才

海舟書屋

海毛織の様式マケ子テイセテレカラーフ 記
 以記 図式あり
 此數品索るし急し東印智徳一士の軍艦を以
 て唐國語の水師稅種より長崎し送るへし思
 ふし此贈り物亦く更納るへし是れ政府より
 日本政府し送る意厚共和政治の地理國語農
 工高の稅業國中豊饒法盛の法律正徳の告知
 小して日本港濟を亜墨利加通商の好め同き
 日本し密許の益ありんことを示さんためか
 至

但記録中の語あり

一 莫令豊饒のカルホルニ 名地 益茶向を以て

曆致千八百五十一年北亜墨利加洲に於て

ルミル 名 の指意をあらとて 曆致千八百五

十一年の秋日本茶向の企を固けり

一 曆致千八百五十二年才二月子ウヨルク 名地 の

告牒を左に出以

一 近來海軍の威勢益盛ありを以て政府意を決

し東印洋海に遣兵一ををて日本外向を旨

とし水師提督オーリッ 名 ヲ 名 老年より其任

海舟書屋

を避しとあり 蘇瓦フレカワト取レユスクへ

ン子 名 を以て 茶一若し 使長の意遂さる時

彼遣兵を要たるべきとあり

一 是等の告牒共和政治及び歐羅巴洲に於て其

些少を左に出以

一 亜墨利加使長日本茶向の更

但し千八百五十二年才三月子ウヨルク 名地

の記源

一 我政府意を決し 海軍 亜墨利加洲東方海

峯に於て 我商法の憂患除活の爲茶向を以て

説と誌記をよむの點

一此条向は備はる海軍大将ありと尋常あり

且我水師將士の名を提督へルリ名東印度備

一子の海軍將の任は高れり是必以極意あり

ん或人の説は此船將 戦器の萌有とあり將

世人一取は帝國はる日かを驚ふの企と男へ

は我輩 是を何ふは和親の極意あり説と時

書故

我思ふ不又此の如く一萬民の爲め志を懐

きて之を逐ふとの意あり何れ禮義溫和を名

海舟書屋

と此へ一次に著はるの共和政治司フ井ルモ

一ル名人 書翰の意且通商の事を述ぶ此に

して他事更しあり

維新其威侮治くたるを志を逐く日かを

て好良の政府は御をいむの計策あり

帝國たる日かを地方百萬里に誠へ北緯三十

度より四十二度東経百九十二度より百四十

三度より此國地帯の北方は方をはりて其気候

我國は美ありは即千二一ウレアス名千ヨ

ル名の向の地帯は等し民丁九三千万あり

此國元來連島ありを以て其海居度大ありと
共和政治マタラ海渚ノ勝色り此國我不傾南
海ノ接する地ノ對を蓋し日本振夷の大島を
以てナニカル^{各地}の海門と云ふ數百の狀絲漢
私每歲通航を施して其危殆ノ遠く之の薪水
食料を以んり爲め上陸し或は暴風浪雨の時
是を凌人爲其地ノ来り江破壊せられ人民殺
害せらるるに到れり

業を以て災厄ノ切、^舟舟破壊せられ人
民殺害せられたるに及ぶ^却却々憐情を以

海舟書屋

て食料を以て其價を更さる例あり其爲候左ニ由
一 曆教千八百四十五年ナマラン^各の私司其禮を以た
り

但江化二己年長崎津ノ来り^{エケレス}軍艦
あり

一 亞墨利加コルハット私^各の私司キリン^各食
料價を以て其人と欲せしに日中人是を同以して其
と云り

一 我其私司ノ食料を贈らるるに彼是を更以
其意を曆教千八百四十九年我ノ贈る書翰

を以て考ふるに、彼は食料を日本人の猶如
と疑ひし者ありし。

但嘉永二酉年長崎に來りし亞墨利加軍
艦あり

一テイリテント名 船の漂民且技術をられし
之に服を所持の衣食物一門出給し護送
をられたり是正しく以て破船の時救伐を
さるの說とをさし置れり

但テイリテントを誤りし嘉永三戌年松
本より送致されたる漂民三十一人の船

海舟書屋

イーモント名 船ありし

一我輩ていつ日日本に於て漂民被害をられた
ることかく又窮を以て荷運をさるることわか
し世人の説是るをとり蓋し漂民を何れも
送るに運具を用ひ是をカゴと名付其説人
則ちあり

但著者の注あり

日本々外民通商を免さば是道理に當らば
此回海峯度大ありし其港に員尼に送し船
との如く、以却り其海濱近く来るに

ハ若を捕へ候砲を奈以將暴風の時漂ひ来
る船ありハ其水主を捕縛し籍を以て若送
里し或は是を傷殺し今我海唇を願ふ右
民し示諭し外民通商の政を停止し
しの人法律正整の國民の政を捨て
ハ只万民の賣業の病とありし因れハあり
我等法律正整キリス切支丹宗 たる民の政
府に因り此の如き暴風の不為を極し以て
人通し彼しし万民皆ととる法則海唇港
湊の出入自互の語を以て危殆の時に當て港

海唇書屋

湊海唇を願ふ國民を救ふに賓客の餐
食のしし人法律正整の國民の政を捨て
ととる不あり若し其故に送ふものありハ
其害を除き通商の道を開くと高賣の爲者
要あり

思ふし何の友を以て重利か日中し往時
の憂患に報答するべき何事をも以て彼ら
く感激し及んて彼者其來情を明辨し以て
其虚實を正し以て是漂民の在を以てし曆
致千八百四十五年第七月より千八百五十

年第十一月の間我日本に在りし時漂流民又十
三人日本政府我に托して其自國に回歸せ
しめり日本政府より授けられたる其の
を共に患者よりハ医薬を絶せり唯乱病をか
さし流の之樹中に我しめらば其他ハ住石
を舟院に定め其周囲を囲み蘭人の出島に
在りしかく是に携はるる吏役の外他人の交接
を断てり是地来りし味を不慮の確執を避ん
り為かり

當今亞墨利加水主國因とあり今日日本に有

海舟書屋

者を知り以て又是を伝ふ以我知る事をして
是より外氏觀見の爲國人禍を生じること歐
羅に於ても例方れハ其患を除ん爲め漂流民
を長途に送るに毎に海路を良と以

但著者の注あり

一日本に法律正徳の政令を知らし教百の亞墨
利加鯨漁船毎年サンガル^地の海門を通航し
或ハ暴風に逐其船底おき海濱に漂はるるも
の所もハ是を被害を蒙り災厄に罹りし船に
恙患あるの港に至れば破損補理するの免

有へきし能らば却て海上に遊遊し是を以て
隙隙を待し或らむ斯る不為あること既に久
し能らば亞墨利加鯨漁益盛し因り其暴戾を
怒の土地に或り報復し逸ふと又江多し是を
以て我政府思意をめぐらし日本人をして其
政府を外民の爲改革を以むるの費訖あり
一去年亞墨利加鯨漁船百二十一隻セントウ井
ス島の港に或れり此地鯨漁場より甚遠場
あり能らば日本海に或れり此の補理の爲知くへ
き港湊外きを以てあり是我國其色の通商繁

海舟書屋

昌才ホーツカ海の通商を遮止する能らば
暴戾を法を制するの爲要なるを示し
一我政府此地高買の儀従し因り其意旨を奉む
るに非ず是實良法故我農工商衛護の故に此
日本を注時の憂患の爲に明し自護法條正直
國民航海を管むるの若し天變し或り日本
海に漂去し或ハ暴風し逸ふ是を凌んる爲
其港に或る時其接遇温和しして餐食厚
りらしめん
本自注立り能く見ると提督ペルリ人

之昔其日本港濤を伺き万国法則人民暴風
の時其出入自由ありしもの事我是を
伝と既し蘭人累代日本し后任し未曾て
此濤を治す能しイスマンヤ及ヒホルトカ
ル國々日本嚴禁ありしを以て深信を以て其
往昔の記録を按るし日本彼兩國を忘む
とを去し今ペルリ昔去逐さる時ハゆゆと
人報伐し及ふへきり志つる時血戦し及
ひ其怨念止はして自後日本海唇し漂去を
窮民も報答あらん於此我曆教千八百五

海舟書屋

十二年第三月著以所の高法雜説や日本記
考し同意をん高センシクニ人の説も是し
むと

一 假令其旨意自己の爲此之遂るに有とも善く法
民の便利とあると雖も既し和蘭人も法民の
爲日本し冀希せし是又能り素より総回中
宛中江戸の系教の出入爲今の回改し於て免
れを治へりしホルト
人日本紀乃免
例中し述る事考ふへし其語し曰
爰し是し是幸福の回あり既し幾百年来太

平の旭輝を冠り其國長の徳澤を大より
擁護をらむ改道も王侯の権柄より威と
慎之を以て不熟の新政を忌み此民や國
家太平の和を浴し其習風舊古より固り既
是を法則として日くを送り年々歳々万軍法
規より固りくみし者也

但著者の注に他人の説を載せしむるを
里

形を如何して外民通商の故を以て其法度
を変へけんや

海舟書屋

一名哲ラウツ人 曆教千八百四十七年著述の日
本記考是より同く其語より曰く

此民や智勇信義徳り藝術に通じ常に学識
を専らとし而して王侯立す所の法則法
御し是を作き文章とし其意恰も鉄石の如
し是を如何

但著者の注に他人の説を載せしむるを
里

此指教に依り提督ペルリ人 撰ハれ發向
の法令とされり是智謀聰敏雄大法則の核

量備らされハ其任ニ高リ強クペルリの以テ
不志スル其機量顯ハる爰を以テペルリ若シ
今命を更ニ使テる地中海巡行して爰を以
れ今万民の安危於東方亞墨利加通商の真度
を爰を以テ大任ニ臨ニ是ニ供する軍艦を與ル
私レユスクヘン子名私ニスレスレフヒ上フリ
ンレト上日 其他フレカワト私運送舟等ハ
テ其レユスクヘン子上日 記旗私ハるヘ一説
陸軍隊備有テ往昔憂患を救ハる今日ハ
滯止する亞墨利加水主を回歸と一むハ緊

海舟書屋

要たる兵船を備ると関けり

一我今欽表ニ臨ヘさるハ今政府緊要大志を棄ケ
るの故ニ臨めり只貴族所々遠境ニ赴ク無窮
私ニ適用する石炭の乏あり且此兵艦其手不
他邦ニ備ヘたる内より此を以テ智謀の資を不
あり

一此青板只亞墨利加洲の爲の乏あり以テ万国
諸洲の幸福ニおらんニ實ニ欽表の玉あり
我等國不を以テ是ニ提督ペルリ日ハを以
テ注時我等ハおと一暴虐を優ハる今國因ニ

を談する
を
を

るへ其貿易の人道を與はの重具あり我等
其國の故府江戸出入自由ありさりと爰小久
し然して別府のヤンケ五墨利加人を我等
小先より江戸に任所人丁二百万或は終五万
此可否を知ると日進きあり
キエーレン名地日載雜記の故言表し是按を
るよりカールキワリル名人其他名譽の地理家
著以本の書全篇を待ひして尚土地業の
國々の記考といへとも其政府等の事亦く
實況ありや否を知らん

海舟書屋

一江戸の地方大小を論るハ只敎家の三小一
く自兵の多少又然り又兵士とのとの外
國帝の臣たる吏役と戦卒の時とありと各士
卒ありを以て其負教極めり
但著者の語あり
然る時と我等思國帝の兵士人丁五十二万五
千其六万は騎兵あり又負教凡百万小して
其十万余騎兵あり否を辨知をへ我等知
る不を以て是より日本より小麦課税を産する
と夥し是を諸物金浪洞と。唐國海岸より送

日本國中の年貢一億四千万トルールス浅名の
 高し及ぶ此國の街港なる防禦嚴密我鯨漢民
 サンカル地の海門通帆を以て凡二里海唇
 一進舟時を若し要害の設をお以若し其鯨漢
 船危殆し逃ひ漂亡を時を是を捕ひ獄し我
 しめ自國に帰ることを得さらしむ所を不為立
 位のハイプレシテント五墨利加世に於て海
 し強きと心をり尚外國の東しよる長友テニ
 ルウエブルストル人海軍大元帥あるゲレハ
 ム人立るを以て不日し我産の船決等夥く日

海舟書屋

本に送り是を金銀樟腦し昂へ我國に運ん此
 時にあく日本港内に於て外國通商盛なりを
 見るへ

我等も又萬國諸洲の通商を預ふの意あり
 業をとり日本に於て小麦裸麦を自分の食
 料にして外國に如法の有條あり且小麦を
 僅和蘭貿易の物品として咬啗吧に運送を
 しと有り唐國に運搬するも又如り
 一金銀を外國に出るを嚴禁し其神妙衆
 一當りあり

國中の年貢一億四千万トルラルス名 銭の多
く及ぶを既し國中政道等の事未審なるを
憂ひし何して其年貢の負數を知る事とあ
らん

左の一篇は後年亜國ハルリス森山多吉郎
贈り如の地圖の内吾邦に係れる處のふして
頗る往昔海外通交の沿革を記し足る因て
爰に附載す

タルリス 人 名 地圖 日本之條 英文和解

海舟書屋

ヤツパン 一名 ニツパン 日本

○日本を獨立の帝國ふして北寧海ふれて數島
連属したる國たり緯三十一度より四十六度
經ギリオンウキツチ 地名 より東百二十九度よ
り百四十三度の間ふ位を○其諸島の中に尤
て最も長者ハ「ニツポン」九州四國是なり能中
ニツポン」を最も大ふして袤七百里 一里を本
邦の十四
町三十九間餘あり廣八十六里其形は多臂に
類似す○千島の中一島を日本に屬し一島ハ魯
西亜に屬し「サカリシ」島の一島も亦日本に屬

是「ハスセル」^ル人の説小徒へち「ニッポン」^ルを依酒
 隠波波踏八丈島等を合せて里方十一萬零七
 百六十八とす九州を平戸及び其他の属島を
 合せて里方二万八千五百五十二四回を里方
 一万七千三百七十二帳夷及び日本に属しゆ
 る千島即チ「クナシリ」「ウルツフ」「エトロフ」^ルを合
 せり里方六万三千四百四十六「サカリーン」^ル
 「カウフト」^ルを里方四万八千二十七とを全國奉
 とは里方二十七万二百十一〇千島の中二十
 一島を魯西亜領に属す

海舟書屋

○歴史

○日本人ハ其出所不明なり以「眼の一種長
 形お」と顔の形状を以て見ると此を甚々支那
 人小同し但し日本人の意小然てを我を彼に
 比するより大なる辱し尤ハ小なりと以^ル按^ス
 日本人支那人に比せう^ルを和^ス國語を兩國
 とをの意あると云ふお^ルへ^ル國語を兩國
 同し^ルは日本を倭名を綴り支那ハ音譯用
 也共々其法正し^ルは色とも發洲學問の陳述自
 然の勇氣及び和親の盛衰に婦人の容貌小お
 いてハ支那人に優る^ル但し婦人生来の質々

歐羅巴洲美族の婦は猶く習とりと以て地を
も日本人は「ミナル」の野に散布して東の方寧
海の西濱に至る所の人種と幹強共ふし純中
貴き支那あり本疑おし其一二支別ハ高麗を
沿へ日本諸島にあり「タルタル」名人より侵さ
かして純し其性を今ふを○支那の歴史に紀
元前二百年日なりり使臣の来るとを載以純
元六百年迄ハ支那日本と親しく往來を○支
那の兵「モンゴル」名人と共し日本へ軍を遣は
高麗人久しく力振振く強をおたり○紀元千

海舟書屋

二百七十九年より千二百八十六年迄「モン
コル」名帝「キユブリクヘン」号日本へ使臣四
人を遣はり純ととも日本人をして我り言小
説とすむることを得たりしが故に彼を祀さ
んと要し十萬の軍兵を遣はり此軍兵は大抵
暴風の爲に滅亡を○西四展しく敵對をり
後年日本乃海軍も支那の海寇を侵せり「十五
百三十九年和睦を誓んが爲メ日本乃使臣支
那の「ニンホ」名に来りしが支那人之を待以小
禮を以てを以故に翌年より日本の大軍が

ンタ^ニ名^ニ地^ニを圍み「キユセ^ニ名^ニ地^ニを推領し「ジュン
 ン^ニ名^ニ地^ニに入里深く「シンキン^ニ名^ニ地^ニをわり乱をか
 一^ニ次^ニ漸^ニ敗走を○其^ニ后^ニ西^ニ帝^ニ國^ニの^ニ間^ニに^ニ公^ニ事^ニ
 此^ニ戦^ニ争^ニを^ニ一^ニ千^ニ六^ニ百^ニ八^ニ十^ニ四^ニ年^ニに^ニ至^ニり^ニ日^ニ本^ニ人^ニ
 支^ニ那^ニの^ニり^ニ渡^ニ来^ニる^ニの^ニ船^ニ數^ニを^ニ減^ニ少^ニを^ニん^ニと^ニ欲^ニし^ニ終^ニ
 一^ニヶ^ニ年^ニ終^ニて^ニ七^ニ艘^ニを^ニ免^ニる^ニに^ニ必^ニず^ニ其^ニ交^ニの^ニ所^ニを^ニ長
 治^ニに^ニ定^ニ免^ニる^ニ百^ニ人^ニの^ニ外^ニハ^ニ上^ニ陸^ニを^ニ免^ニさ^ニ以^ニて^ニ交^ニ易^ニを^ニ爲^ニ
 一^ニ固^ニ強^ニの^ニ法^ニを^ニ以^ニて^ニ以^ニ
 ○ホルトカル^ニ名^ニ回^ニの^ニ日^ニ本^ニに^ニ交^ニる^ニや^ニ千^ニ五^ニ百^ニ四^ニ十^ニ二^ニ
 年^ニに^ニ始^ニる^ニ其^ニ以^ニて^ニホルトカル^ニ乃^ニに^ニ取^ニ豊^ニ後^ニに^ニ於^ニて

海舟書屋

破^ニ換^ニし^ニ其^ニ取^ニを^ニ爲^ニす^ニ厚^ニく^ニ遇^ニせ^ニられ^ニ交^ニ易^ニ及^ニび^ニ位
 后^ニを^ニ免^ニさ^ニす^ニ○「ホルトカル」の^ニ説^ニ法^ニ者^ニ其^ニ法^ニを^ニ説
 く^ニ尊^ニ敬^ニせ^ニら^ニも^ニ豊^ニ後^ニ大^ニ村^ニ侯^ニの^ニ如^ニき^ニハ^ニ其^ニ法^ニ教
 一^ニ化^ニを^ニら^ニも^ニ實^ニ名^ニを^ニ請^ニひ^ニ受^ニけ^ニ第^ニ十^ニ三^ニ世^ニ「ホーフ、
 グレブレ^ニイ^ニ名^ニ人^ニ」^ニ使^ニ臣^ニを^ニ遣^ニし^ニ里^ニ○「ホルトカル」
 人^ニ日^ニ本^ニの^ニり^ニ「ゴア^ニ名^ニ地^ニ」^ニマ^ニカ^ニオ^ニ上^ニ等^ニへ^ニ上^ニ好^ニ此^ニ金^ニ属
 一^ニを^ニ出^ニし^ニる^ニも^ニと^ニ影^ニし^ニ○「カトリ^ニフ^ニキ^ニ」^ニ教^ニ法^ニを^ニ説
 一^ニく^ニ人^ニ類^ニに^ニ勉^ニ強^ニし^ニて^ニ其^ニ法^ニ教^ニ一^ニ化^ニを^ニし^ニめ^ニん^ニと
 一^ニと^ニを^ニお^ニし^ニ尊^ニ大^ニを^ニ構^ニへ^ニ位^ニ階^ニを^ニ高^ニく^ニし^ニ又^ニ「ホルト
 カル」^ニの^ニ信^ニと^ニ「イス^ニハ^ニニ^ニマ」^ニの^ニ信^ニと^ニ親^ニ和^ニし^ニて^ニ日^ニ本

政治に即言し此等の本日本の政府を驚か
し其後日本の政府は「キリシタン」教の者百
と云人組し多る國中を乱を謀めると専らに
嚴しき命令あり且以「キリス」教の者多く殺さ
せしより後千六百三十五年より四十年ゆて
に「ホルトガル」人逐し日本を退けらる

○蘭人の日本に交るや亦「ホルトガル」人し終る
如く千五百九十九年和蘭に属し多る印度の
船破損をしより始まる此時英吉利斯の「ピロ
ット」港曰かどふく船「アダムス」人此船に在り

海舟書屋

日本帝は「アダムス」を愛せり蘭人の頼に由
り和蘭と交り且以交易をす其を許し當今尚
を之を持久を但し千六百四十年「イスパニヤ」
人と「ホルトガル」人退けられしより之を退く
に亦大に和蘭人由亦々長崎一港に定められ嚴
しく港口「デシマ」島の商館に所居をせしめられ
○英吉利斯と此交る「アダムス」日本の政府に
終る愛憐を交くるし始まるあり「アダムス」の
特預し由り千六百十二年より同十三年東印
度のコンバクニ商賣仲より印度の船「クロ

ウル各各王王セセムムスス各各人の書翰及ハ進物を
贈呈甲必丹ナリス各人を以て日本帝ニ進ウ
ルルナリス丁寧ニ待遇をらし頼ム所の諸件各
々許容をらし致日本帝より書翰及ハ進物を英
吉利斯王に贈呈並ニ日本帝の印して免許の
約定書を英吉利斯王に送り
此約定書寫しハ日本
文にて今尚々存し
○次に攀くる者ハ重大なる免許書の抜抄
して曾て削らるゝ事となり且石の色此お
り且ハ此許書に知ある思慮を以て今尚々益
を得るを英吉利斯政府の力に在り○第一條

海舟書屋

して大ブリタニヤ王の主意違をりとい即ち
英吉利斯の取及ハ商人日本帝國の港内ニ入
りて其人及ハ其物ヲ好希なく永久安全ある
處一又滯止一諸州の人々英國の習風を以て
買賣貿易をべし又英人の意ニ任をり長く洋
土一意満りて退帆し去る第二條々諸商法自
由ニ在りしき免許あり第三條ハ其取危難ニ遠
ふと取ハ之を救ハ又英人の意ニ適ふべき地
ニ家屋を一成ハ教所建るべき免許あり第四
條々日本の法を以て英人及ハ其物物を支配

是の事を除く事一第_レ五條第六條第七條第八條
ハ皆₊惠あることあり其_レ后東印度の「コンバク
ニ」_レより「ピラド」_平へ高館を設_テ「アダムス」_死
去_レる由_レあり此頃_ニ蘭人甚_ク惡むべき
始_レを起_シ英人を「ホルドガル」人_ト比して日本
人へ告り_テ維_テも日本政府_ニ於_テ千六百十三年
の約定_ニ従_テ奉_テ處置_スを_レ蘭人_ニ於_テ火_ヲ發_スを
以_テ高館の英人を逐_ハ之_ヲを殺_シ其首_ヲを獲_テ
是_ノに賞_ヲを與_ヘる千六百二十年東印度「コン
バクニ」の「レニユパル」インテンテン_ト官_ト「リガ

海舟書屋

ルト、コック」_名人逃_レ去_リ由_テ日本政府_ニ
其_レ庫倉_ヲを封_シ英人の歸_ル候_ニ於_テ五十年
たり_ニ其_レ后英國_ニ於_テ之_レ後_ニ之_レを
企_テ千六百七十三年東印度の「コンバクニ」
より千六百十三年の約定書_ヲを送_リ組_ト送_ル
色_トに敢_テ之_レ強_クま_シに_テ何_レされ_トも蘭
人_ト助_テ言_フ英吉利新王「カルレス」_名人_ト今頃_ニ日「ホル
トガル」侯_ト贊_テ「ホルトガル」の人民_ハ日本_ニを
退_カら_セる者_{アリ}故_ニ今英國_ニと交_ハを復_ス
す時_ニ、あ_らは_しと日本政府_ニを_シて之_ヲを交_ハす

此頃英吉利新和蘭と争ふ○千八百十三年
 英吉利新「シヤロ」名回を和蘭より奪ひ一時「ヌ
 ムフォルト」名ラッフル名人君日本及び其近國と
 乃交易此利を量り使臣を江戸に遣はせ長崎の
 蘭館を押領し醫師「インレリ」名人を「レベル
 インテンテン」名官小舎とせり此醫師日
 本に滞在する事二年経く待遇せらるる事
 日本は統領印度の法臺よりの贈り物を皆受
 く但し象牙長崎より江戸へ送り能くさるるを
 以て之は受を「スタムホルトラッフル」君より千

海舟書屋

八百十四年二月十三日と日を記し印度の領
 臺「コルト」名尊「レン」名人小贈りたる書翰に曰く
 日本は現今迄持たざる交易此總計を若し
 正しき法を以てせるとも定ぬる今この定
 法は日本人の嚴法及び和蘭商館の早んを
 らさるる法を免り、奉を得る其早んをう
 れたる法を蘭人を輕んせし小由りあるへ
 し此主意ハ容易ありさる奉あり我の國此
 利を連綿せしむるも吾が力の及ぶ所あり
 此れ如く肝要あり法件を成能とんし各別

よ力を用心をせと雖も吾の職習は是なり

○「スタムホルト」君の使を遣はしハ四月初
頃且川公事れ去とし何よりハ○世界中最も
島の一あり「シヤワ」を蘭人に渡せり此島とも
日本より行くは蘭人小頼の至り法ハ定りハ雨
后事おく過より○今千八百四十九年女王の
船の一にあり甲必丹「メセ」名日本に姓き
善く遇せられたり○今若し千六百十二年の
約定書を日本に送りて能く信用せられ之と
共に交易の荷物を送る時ハ北寧海より行く最

海舟書屋

も更あり島^日と英人再び交を済むと望
也

○國狀

我は日本を知り去と些おあり日本島ハ深く
裂き多く安全あり港あり海上の交易も大に
適當を最たる島^{林をりハ島を臨}き本國の之をりハ全徑
し噴火山脈連あり山頂より断へる雪の掩ふ
多し川多山脈の側より流る流は短くして急
流あり國ハ甚く能く開帝唐茶は優り多し上
茶を産する去と夥しく金銀あると盡るを

らに思らく世國に於ては我國の産物を用ひ
費やそへきこと量るへり
按てはに世文
表ハ若く交易
用ひの財は英國の産物日本に
用ひの本莫大ありへきを云

○政治

天帝一名高帝トミカ及ひ國司ケレヨニ一權を執り
五政府評して之を補佐を五政府ハ諸別府の
諸件を辨知を諸島諸州小令局等の法處あり
「プロウ井ニス」不詳ハ別府六十八郡六百二十ニ
勝多あり法教あり運上ハ種く國中の高買忙
く大なる金銭及ひ普く知り所の精洞あり

海舟書屋

○人民

醫師「フライシメン」名人を二千五百萬人と定む
「カウツプロツス」名人を四千萬とを他人ハ五千
万とを「設」里方二十七万の地は三千万とを
於ときを一里方の地を纏り百十一人ト當
る是も大「フリタニヤ」四名或を「イールランド」四名
の繁茂小比をれば半にあらは
「ケンフル」人名の曰く
日本ハ外見より人民衆し今より益々人口
増加するたとハ知るへりうは之惟も現今

住人の定数を持たざるあり「大通ふは
 大抵村と城郭と連続相ひ接ぐ故に一村を
 出さば又々忽ち一村に入らるゝを謂て
 一通を沿へく教里を以て経過し来た村の
 の重なりあつたを知らず唯々假令相合し由
 於村も昔より種々を以て之を辨
 知せられたり○都會多し其中に飽く最ふる
 もの々度大小して災患且作人口の多きハ
 世界第一の都會と云へり
 ○ミマコ都即ち天帝此居所

海舟書屋

「ケンワル」の曰く

此地ハ廣袤大概三時行本邦の時一人家正
 列し各街正角に區分を

○エト江戸即ち全國の真都

江戸の大あると最大の都會と云ふべし
 故小予も吾が見たりに品川品川外
 市の始りあり本街之を連あり
 かくく屈曲して都下を貫くよ馬工
 小く緩流し江戸の板下ぶるときハ常
 一日賣以盡し

此文を千七百二十八年「ロンドン」ロンドン 府名

出版の「ケンフル」名日本紀行附録第五
十五葉及ひ五十六葉より

日本人ハ豪勇にして禮儀を知らず本を勉
強し且ハ善徳あり名譽を乞ひしハ日本
士人常ニ雙刀の性にして若し他人より早
らしくときわ刀を其人より進め自ら己乃腹
臍を破り其之を早めぬ人亦亦直之
を進み死を常とし尚之を譽と以士
人の婦ハ日本の阜ヘット不詳禮儀を以
て身を優と雖も人と交ふは東方比「エ

海舟書屋

キスラリコレフネース不詳を離る

○世は交りを絶川の法を「ホルトガル」人及
ひ支那人と戦争をおせし由り之が為
し建ふなり

海舟書屋

